

# 講習室利用案内

～ 講習室の使用を希望される皆様へ ～

井原市立平櫛田中美術館では、地域の芸術・文化活動の振興のため、講演会、講習会や芸術作品の創作展示等の場として、講習室の貸出を行います。

施設の名称 井原市立平櫛田中美術館 講習室

休館日 月曜日

(ただし、その日が国民の休日又は振替休日に当たるときは、その翌日)

12月28日から翌年1月4日までの日

施設の概要 床面積 102.10㎡ 天井高 3.45m

施設備品 会議テーブル27、会議イス90、演台1

※その他貸出可能美術館所有備品以外に必要なものについては各自で準備

○使用時間 午前9時から午後5時まで(入場は閉館30分前まで)

○施設使用料

使用範囲	全面使用		2分の1使用	
	1時間につき	1日につき (午前9時から 午後5時まで)	1時間につき	1日につき (午前9時から 午後5時まで)
市内の者	400円	3,000円	200円	1,500円
市外の者	600円	4,500円	300円	2,300円

※既納の使用料は還付いたしかねます。

○附属設備使用料 ディスプレイ(モニター・スタンド) 1回 500円 プロジェクター 1回 500円

○使用期間の制限 引き続き3日を超えて使用することはできません。ただし、教育委員会が特に必要であると認めたときは例外となります。

○搬入・搬出 搬入・搬出は、玄関(東側 来館者用の出入口)をご使用ください。  
運搬車両については市民ギャラリー南搬入出入口付近に止め、搬入・搬出が終わったら一般駐車場に移動願います。

○展示作品 絵画・書・彫刻・陶芸・写真・押花など  
生け花、盆栽、植物等については、虫・菌類等が発生する恐れがあるので、また、講習室へは玄関しか搬入・搬出ができないため、展示、持ち込み等はできません。

○使用申込 所定の使用許可申請書に必要事項を記入し、井原市立平櫛田中美術館又は井原市教育委員会文化スポーツ課へ提出してください。

受付は、3か月前からとし、先着順とします。

(裏面に使用者の遵守事項等・講習室の図面)

## 注 意 ・ 禁 止 事 項

### 【使用許可の取消し】

使用許可の条件に違反、虚偽その他不正の手段による使用許可、その他教育委員会において必要があると認めるときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことがあります。

### 【行為の制限】

物品の販売及びこれに類する行為は禁止します。ただし、教育委員会の許可を得た場合は、例外として認められます（物品の販売については使用者の自作展示品に限り許可）。

### 【使用者の責務】

使用者は、施設等の使用にあたっては十分な注意を払い、き損又は滅失したときはこれを原状に復し、又は損害を賠償していただきます。ただし、教育委員会（市長）においてやむを得ない理由があると認めるときは、これを減免することがあります。

### 【展示場及び展示品の管理】

展示場及び展示品の管理は、使用者が行うものとし、事故があった場合は使用者の責めに帰するものとします。

### 【使用者の遵守事項】

使用者は、許可を受けないで次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 所定の場所以外での火気の使用
- (2) 使用許可を受けない設備又は器具類の使用
- (3) 壁、柱、扉等に紙類を張り、又はくぎ類を打つこと。
- (4) その他市民ギャラリーの管理、運営に支障を来す行為

★講習室での食事はご遠慮ください。（ペットボトルによる水分摂取のみ可）

### 【使用後の点検】

使用を終えたときは、直ちに設備等を原状に復し、点検を受けなければなりません。

### 【き損等の届出】

施設等を破損し、又は滅失したときは、直ちに施設等破損（滅失）届により教育委員会に届け出てその指示に従ってください。

